

議員発案第 4 号

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への私学助成の
増額・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「学費と教育条件の公私間格
差是正に向け、私立高校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」を提出するものとする。

平成25年9月26日 提出

提 出 者 三条市議会議員 久 住 久 俊

賛 成 者 三条市議会議員 高 坂 登 志 郎

同 三条市議会議員 岡 田 竜 一

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への私学助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校は、建学の精神・独自の教育理念に基づいて教育を進める公教育機関として認可され、地域の子供たちの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的にも重要な役割を担ってきた。

平成22年度から公立高校の授業料無償化とともに私立高校生への就学支援金制度が実施され、県独自の学費軽減制度と相まって、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減された。これらの施策により学費の長期滞納者や経済的理由による退学者は以前より減少し、その政策効果が表れている。

しかしながら、私立高校では国・県の学費軽減措置後も初年度納付金で約17万円から40万円の負担が残されており、学費軽減制度の更なる拡充が求められている。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「2分の1以内」に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、様々な困難を抱えてきた。専任教員数は公立高校の配置基準に当てはめると約2割少なく、教員の過密な勤務状態を引き起こしており、専任教員の増員など教育条件を改善する必要がある。

よって、県においては、本県教育の発展のために私学教育の振興を図る立場から、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私学助成を増額・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

三条市議会議長 熊 倉 均

[提出先]

新潟県知事